

## 令和2年2月定例会 文教委員会の概要

日時 令和2年3月6日（金） 開会 午前10時  
閉会 午後 0時08分

場所 第8委員会室

出席委員 松澤正委員長  
藤井健志副委員長  
逢澤圭一郎委員、新井豪委員、岡地優委員、諸井真英委員、  
岡村ゆり子委員、井上航委員、高木真理委員、安藤友貴委員、秋山もえ委員

欠席委員 なし

説明者 小松弥生教育長、萩原由浩副教育長、  
佐藤裕之教育総務部長、渡邊亮県立学校部長、関口睦市町村支援部長、  
古垣玲教育総務部副部長、日吉亨県立学校部副部長、  
芋川修県立学校部副部長、石井宏明市町村支援部副部長、  
依田英樹市町村支援部副部長、金子功県立学校部参事兼市町村支援部参事、  
岡部年男総務課長、加藤健次教育政策課長、島村克己財務課長、  
橋本強教職員課長、塩崎豊福利課長、青木孝夫県立学校人事課長、  
豊田清明県立学校人事課学校評価幹兼管理主幹、石川薫高校教育指導課長、  
浪江治魅力ある高校づくり課長、中沢政人生徒指導課長、  
伊藤治也保健体育課長、竹井彰彦特別支援教育課長、  
下野戸陽子市町村支援部参事兼小中学校人事課長、  
八田聡史義務教育指導課長、栗原正則教職員採用課長、  
横松伸二生涯学習推進課長、案浦久仁子文化資源課長、  
阿部仁人権教育課長

### 会議に付した事件並びに審査結果

#### 1 議案

議案番号	件名	結果
第35号	埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第36号	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第52号	令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第7号）のうち教育局関係	原案可決
第61号	令和元年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決

#### 2 請願 なし

### 所管事務調査

- 1 新型コロナウイルス感染防止に係る対応等について
- 2 認知機能の強化に関するフォローアップ教育について

## 【付託議案に対する質疑】

### 逢澤委員

- 1 小中学校について、学級数の増加により定数が増員したと説明があったが、児童生徒数は減少傾向にある中で学級数が増加するのはなぜか。
- 2 国の定数改善という説明があったが、国の定数改善の具体的な内容はどのようなものか。
- 3 高等学校について、生徒数の減に伴うものとはいえ、132人が減員となっている。働き方改革を進めている中で、教員の負担が増加するような状況にはならないのか。
- 4 特別支援学校について、児童生徒数の増に伴い定数も増員するという説明だったが、令和3年度からの新校開設に向けての増員なども含まれているのか。
- 5 第36号議案について、今回の条例改正は、学校における働き方改革の流れの中で公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる「給特法」が改正された中でそこに規定された指針に基づく改正だと思うが、指針の主な内容はどのようなものか。
- 6 教育職員が行う業務量の適切な管理等は、服務監督を行う教育委員会の定めるところにより行うと規定されているが、具体的には何をどのように定めるのか。
- 7 第52号議案について、国の補正予算に伴う増額補正ということだが、国では、教育局に関係してどのような補正予算が組まれたのか。また、このうち、校舎の改修等に関する補正3事業は具体的にどのような内容か。
- 8 情報教育推進費について、高速大容量通信に対応した校内通信ネットワーク等の整備とあるが、具体的にどのようなことを行うのか。
- 9 非常勤講師等配置費が5,316万4千円と6,854万3千円の減額補正となっている。働き方改革で教員も大変な状況だが、なぜこのような減額になるのか。
- 10 指導内容充実費について3,365万4千円の減額となっているが、指導内容を充実するための予算であるため、必要であるならしっかりと使っていただきたいが、なぜ減額補正されているのか。

### 小中学校人事課長

- 1 小中学校について、全体では児童生徒数は減少しているが、特別支援学級に在籍する児童生徒数は増加している。特別支援学級は通常学級よりも1学級当たりの児童生徒数の上限が少なく設定されている。また、障害種別ごとに学級編制をするため、通常学級に比べて児童生徒数の増加が学級数の増加に反映されやすくなっている。そのため、通常学級の減少数に対して特別支援学級の増加数が上回り、全体の学級数も増加する。
- 2 国の定数改善の主な内容としては、新学習指導要領の円滑な実施と複雑化する教育課題に対応するため、特に、小学校における質の高い英語教育を行う専科教員の増員が挙げられる。また、中学校における生徒指導体制の充実強化のための増員もある。

### 県立学校人事課長

- 3 県立学校について、まず、高等学校132人の減は、生徒の収容定員の減少に基づく教職員定数の減であり、教職員1人当たりの生徒の受持ち数は変わらないため、教員定数の減少が直接的に教職員の負担増にはつながらないと考えている。
- 4 開設準備室を含んだ定数となっている。
- 5 業務を行う上限時間の原則と教職員のサービスを監督している教育委員会の講ずべき措置の2点ある。

1点目の業務を行う上限時間の原則については、出勤から退勤までの時間である在校時間、これから休憩時間等を除いたものを在校等時間と呼んでいる。この在校等時間が

ら所定の勤務時間を除いた時間、これを時間外在校等時間と呼んでいる。今回上限の原則を定めたのは、時間外在校等時間を1か月につき45時間以内、1年間に360時間以内ということである。

2点目の服務監督者の教育委員会が講ずべき措置であるが、2つある。時間外在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定めることと、在校時間をタイムカード等により客観的に計測するということが含まれている。

- 6 先ほど答えた時間外在校等時間を1か月45時間以内、1年間で360時間以内ということ。「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に定めることになる。また、業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、既に昨年9月に定めた「学校における働き方改革基本方針」において、どのように業務削減を行うかを示している。
- 9 これは初任者配置が効率的に行われたため、このような減額になっている。初任者は、初任者研修を行っているときには授業を受け持つことができないため、別の者が授業を行う必要があり、初任者が配置されている学校に人的な措置を行っている。この対応を基本的には非常勤講師で行っているが、初任者を同一校に複数人配置した場合については、国からの加配定数を使った教諭を配置することで補充を行っている。令和元年度の初任者配置については、同一校への複数配置が多くなったため非常勤講師の必要額が当初の見込みよりも少なくなった。授業のみを担当する非常勤講師に比べ、教諭は授業以外の様々な業務を担当することができるため、学校の教育力を高める効果が期待できる。

#### 財務課長

- 7 国では、令和元年12月13日に、「災害からの復旧・復興と安全・安心の確保」、「経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援」、「未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上」の3本を柱とした補正予算が閣議決定され、今年1月30日に予算が成立したところである。そのうち、文部科学省の予算としては、「学校施設の防災機能強化等の整備」として1,170億円、「GIGAスクール構想の実現」として2,318億円等を計上しているところである。これを受けた県の増額補正は、「県立学校大規模改修費」では、騎西特別支援学校などの2校で、校舎の屋上防水改修や外壁の塗装、トイレ改修や照明のLED化などを実施する。また、熊谷特別支援学校などの7校では、空調機器の入替えや、それに伴う配管工事等を実施する。「県立学校体育館整備費」では、秩父特別支援学校の体育館について、屋根の補修や外壁の塗装、床板の張替えなどを実施する。「県立高等学校実験実習棟改築費」では、熊谷農業高校など県立高校4校の実験実習棟の建替えを行うとともに、川越総合高校の温室及び鶏舎の改築を実施する。

#### 高校教育指導課長

- 8 事業内容は、国のGIGAスクール構想を受け、県立学校において高速大容量の校内通信ネットワーク等を整備するものである。具体的には、校内の通信用配線、LANケーブルを10ギガに対応したものに入れ替える。また、県立中学校及び特別支援学校へのタブレット用の充電保管庫の整備などに必要な経費を盛り込んでいる。今後はこれらの環境を活用して、生徒の情報活用能力の育成を推進するとともに、協調学習などの学び合いの授業にICTを取り入れることで主体的・対話的で深い学びを充実していく。さらに、遠隔教育などにも活用していきたいと考えている。
- 10 県立高校教育環境整備支援事業における生活介助支援員の賃金が当初の見込みを下回ったことによる減額となっている。生活介助支援員は、障害のある生徒が安心・安全な学校生活を送れるよう、生徒の日常生活の介助を行う職員のことである。当初予算では、生徒が常時介助を必要とする場合を想定して支援可能な体制を整えるために必要な金額を計上していたところである。実際には、生徒の障害の程度が様々であり、教室移動や排せつなど短時間の介助が多かったり、実習など特定の授業のみの介助であるなど、日々

の介助を必要としない生徒も多くいた。そのため、生活介助支援員の賃金が当初の見込みを下回ったものである。

#### 逢澤委員

- 1 特別支援学級はどれくらい増加するのか。
- 2 大規模改修は、あとどのくらい行うものが残っているのか。
- 3 情報教育推進費について、校内通信ネットワーク等の整備を行うということだが、対象校はどれくらいか。

#### 小中学校人事課長

- 1 今年度と来年度の見込みを比べると、小学校については128学級の増加、中学校については34学級の増加となる。

#### 財務課長

- 2 大規模改修は、建築後20年を経過した施設に対して実施している。近年では年間に校舎を5校程度、体育館を3校程度、ローテーションで行っており、何棟やれば終わりというものではない。実際には計画どおり回っていないという状況もあるが、長寿命化のために、今後も実施していく必要があると考えているので、御理解いただきたい。

#### 高校教育指導課長

- 3 校内LANの関係については県立中学校、県立高校で137か所、これに全ての特別支援学校を加え、計180か所を対象としている。充電保管庫については、県立中学校と特別支援学校の義務教育課程に整備する。

#### 安藤委員

- 1 小学校の教員の増加について、英語教育との関連性はあるのか。あれば理由を教えてください。
- 2 退職金の未払の関係だが、既に亡くなっている方や見つからない方はいるのか。
- 3 県立高等学校防音校舎空調設備設置費の補正額について、見込みを下回ったとあるが、あまりにも見込みと違いすぎると思う。その理由は何か。

#### 小中学校人事課長

- 1 来年度、国では英語の教科化のため、1,000人増員するということで、県ではその5%で50人程度の増加を見込んでいます。

#### 教職員課長

- 2 2月3日の時点で、対象者9,723名の方に連絡をした。3月4日時点で、書類の返送があった方は8,952名になる。書類は届いているものの、返送のない523名の方については、再度提出のお願いをしている。なお、住所不明で、本人と連絡が取れていない方は248名、現時点で亡くなられている方は、死亡退職による方が3名、退職後に亡くなられた方が2名、合計5名いる。

#### 財務課長

- 3 防音空調の補正は、豊岡高校の事業であるが、アスベストの含有が判明したことにより、当初4棟の工事を予定していたが、3棟に減じたこと、また、入札差金が生じたことにより、このような減額となっている。

#### 安藤委員

退職金の未払について、亡くなった方が5名ということだが、この場合はどのように、お金を渡すのか。

## 教職員課長

死亡した方については、遺族の方と連絡を取り、支払をする予定で事務を進めている。

## 岡地委員

- 1 退職手当未払金の関係だが、教育長として今回の問題をどのように受け止め、責任の所在をどのように考えているのか。
- 2 退職手当で未払となっている調整額と遅延損害金の額が一人当たりいくらぐらいになるのか。
- 3 対象者で連絡が取れないというような事態も予想されると思うが、どのように対応するのか。
- 4 未払の調整額と遅延損害金の支払はどのような方法、スケジュールで行うのか。

## 教育長

- 1 退職手当が未払となっている皆様に大変御迷惑を掛けていることについて、深くお詫びをしたい。それから、正しく支払われていれば支出する必要がなかった多額の遅延損害金が発生しているので、そのことについては、県民並びに県議会の皆様にお詫びを申し上げたい。今回の事案は、平成26年度の条例改正時の確認が不足しており、また、そうした誤った取扱いが担当者間で引継がれ、改めて条例の趣旨や規定の確認をきちんとしていなかったということで未払となったもので、組織的なチェック体制が抜けており、責任は私を含め教育総務部のラインにあると考えている。今後、二度とこうしたことが起こらないように、再発防止策を講じて、法令順守の徹底と正確な事務の執行に努めていきたい。

## 教職員課長

- 2 未払の調整額については、勤続年数などにより異なるため一概には言えないが、最も金額の大きい方の場合は、651,000円、最も少ない方の場合は65,100円、平均で276,030円となっている。遅延損害金も勤続年数などによって異なるが、最も金額の大きい方の場合には89,450円、最も少ない方の場合は640円、平均で34,940円が発生すると想定している。なお、遅延損害金については、未払の調整額を4月10日に支払うことを想定して計算したものである。
- 3 2月3日に発出した通知に対して返送がなかった方に、再度通知を発出した。また、住所不詳等で、通知が返送されてきた場合は、当時の在籍校へ問い合わせを行い、現在の状況等を可能な限り把握し、通知が届くように努めている。できる限り全ての方に通知が届くよう努めていくが、最終的に連絡が取れなかった場合は、法務局等に供託の手続を行うことを考えている。供託した場合も、対象者は供託所に手続をとることにより、未払金及び遅延損害金を受け取ることが可能となる。供託後も、引き続き、ホームページ等で周知を図り、可能な限り対象者の皆さんが受け取れるように努めていく。
- 4 対象者には、2月3日に郵送により、退職手当に一部未払があったことについて、お詫びの通知を発出した。その時に、併せて調整額の未払額をお知らせするとともに、追加支給に向け、氏名や住所、振込口座、遅延損害金の請求の意思などを確認するための書類の返送をお願いした。予算について議決いただければ、送付された書類を基に、4月10日を目途に支払手続を行えるよう、現在事務を進めている。

## 岡地委員

- 1 関係者への処分をしっかりと行うべきだと思うが、どのような処分を行うのか。
- 2 退職手当未払に関して、今後の再発防止策をどう考えるのか。
- 3 第61号議案について、金融機関へ支払う事務手数料が当初の見込みを下回ったとあるが、事務手数料はどのような仕組みになっているのか。また、なぜ見込みを下回った

のか。

#### 総務課長

1 今回の問題については、未払金が26億8千万円と、そして今回この事務を誤らなければ生じることのなかった遅延損害金と、いずれも多額であり、こうしたことを考えれば、関係職員の責任の所在を明らかにした上で処分を行う必要があると考えている。現在、平成26年度の改正当初から今年度に至るまでの関係職員から聴き取りを行うなど、詳細な事実関係の確認を進めている。遅くとも今年度中を目途に厳正な処分を行いたいと考えている。

#### 教職員課長

2 今回の件については、我々教職員課の担当課において、制度改正時の確認が不十分であり、また、その後においても十分に確認を行わないまま事務を進めたことが原因であり、組織として把握できなかったことに問題があると考えている。今後、二度とこのようなことが起こらないよう、次のような対策を講じていきたいと考えている。まず、あらゆる事務において、制度改正時には改正内容について管理職以下関係職員全員による確認を怠らないこと、関係部局との情報共有を徹底すること、先入観により事務を行うことがないように、制度改正の有無にかかわらず、毎年度当初に管理職を含め、担当職員全員で制度の確認を行うこと、お互いの事務について担当職員以外の目で相互に確認を行うこと、必要に応じてチェックシートを導入するなど意思決定の各段階で確実にチェックできるよう対策を講じていくことなどを考えている。

#### 財務課長

3 本県の奨学金は、金融機関が貸与及び債権管理を実施し、県が金融機関へ手数料を支払う金融機関連携方式を採用している。金融機関に支払う手数料の額については、金融機関が貸与した奨学金の貸付残高に、市場金利を踏まえて決定する手数料率を乗じて算定している仕組みとなっている。今回、手数料が見込みを下回った理由は、手数料は市場金利と貸与残高に応じて支払うものだが、市場金利に変動がなかったこと、貸与残高が見込みを下回ったことにより、手数料の額が見込みを下回ったものである。貸与残高が見込みを下回ったことについては、様々な要因があるが、世帯の経済状況の改善等により、奨学金を借りなくても済む世帯が増えたものと推測している。

#### 高木委員

繰越明許費について、県立学校建物等維持管理費と快適ハイスクール施設整備費に関する理由のうち、入札不調になっているものがどのようなもので、どのような傾向があったのか。

#### 財務課長

一例としては、快適ハイスクール施設整備費のトイレ改修工事の2校が入札不調となっている。傾向としては、平成30年度の夏の猛暑を受けた小中学校の空調設備工事などで管工事業者への発注が増え、人手が不足していたと業者からのヒアリング等で聞いている。そのほか、オリンピック・パラリンピック関係の建設需要や台風等の災害復旧事業も多かったことに加え、業者の人手不足もあり、夏休み工事が中心で工期に余裕のない県立高校の工事が敬遠され、他の緊急性の高い工事が優先された結果と推測している。

#### 新井委員

県立高等学校実験実習棟改築費について、5校の改築工事と伺った。この中で耐震化が図られるものもあると思うが、文部科学省への報告で平成31年4月1日現在の耐震化率が93.1%としていたものが、この補正予算による工事の結果、何%になるのか。また、

埼玉県は耐震化率100%となる年度を未定としているが、あと何棟必要なのか。あわせて、現時点でも未定の状況に変わりはないのか。

### 財務課長

この補正予算は来年度に繰り越して実施するものであり、来年度の当初予算による事業も含めた数字となるが、令和2年度末で耐震化率は95%である。また、本県では、実習棟などの耐震化を優先しているため、部室棟の耐震化が進んでいない状況であるが、部室棟以外については、令和3年度末の耐震化率100%を目指して取り組んでいる。

### 秋山委員

- 1 第35号議案であるが、定数はとても重要な案件である。それぞれの増減理由は伺ったが、それぞれの学校の定数に含まれている臨時的任用職員は、今回の未払でも不利益を被ったわけだが、その臨時的任用職員がこの定数の中に何人含まれているのか。また、全体の何%ぐらいなのか。あわせて、埼玉県は臨任率が非常に高いと伺っているが、全国で何番目に高いのか。
- 2 この中に通級指導教室の教員も含まれていると思う。今年度途中で私も先生たちに聞いているが、県の要領の改正で、今まで13人に1人付いていたものが、最大で25人まで見ることができるようになったということで、必要数が付かなくなってしまうのではないかという声が上がっている。通級指導教室の教員の数がどう変わっていくのか。
- 3 産休代替の未配置の問題も先生たちに聞いている。直近での未配置の状況はいかがか。
- 4 今回は上限を決めるという中身だと思う。先生の働き方改革を進める機運が高まっていることは良いが、上限を決めてもなかなか仕事量が減らないという中では、絵に描いた餅になるのではないかという危惧もある。不必要な仕事量を減らすという手立てについて、どのように考えているのか。
- 5 退職手当未払の問題については教育長の方から、県民に対して反省の弁があったが、臨任の方ということもあって、私も非常に胸を痛めている。今回、どうやって発覚したのか。
- 6 遅延損害金についてだが、今回は県の責任でこのようなことが起きた訳なので、本来は「損害金を請求できる」という規定かとは思いますが、「できる」ということではなく全ての方にすべからく補償するという決断をすべきではなかったかと思うが、そういう検討はなされたのか。
- 7 退職手当には国からの交付税措置があるのか。

### 小中学校人事課長

- 1 小中学校での臨任者の数は、令和元年5月1日現在、小学校は1,675人で10.2%、中学校は1,046人で11.0%となっている。また、文部科学省の調査によると、小中学校で合わせてとなるが、全国で臨任率が高い方から8番目となっている。
- 2 通級指導担当教員の人数の令和元年度から令和2年度への推移だが、20名ほど増える見込みである。
- 3 令和元年9月1日現在、小学校では17人、中学校で8人となっている。

### 県立学校人事課長

- 1 県立学校の臨任数と臨任率は、令和元年5月1日現在、高等学校は408人で5.0%、特別支援学校は617人で15.0%である。全国での県立学校の臨任率は、文部科学省で公表されていないので御理解いただきたい。
- 3 高等学校では9月に2人いた。特別支援学校では9月の時点で未配置はいない。
- 4 条例改正の趣旨は、教育職員の業務量の適切な管理等を行うためのものである。県では昨年9月に「学校における働き方改革基本方針」を策定して業務量の削減や条件整備といった取組を進めているところである。教員が子供と向き合う時間を確保するため、

例えば、来年度の初任者研修では出張を伴う研修を2日減らすなどしている。あわせて、県立学校で3月から稼働している勤務管理システムで教職員の在校等時間を客観的に把握して、学校全体の業務を見直すことで業務の平準化を図り、教職員の負担軽減を図っている。

### 教職員課長

- 5 支払担当課は当課であり、今年度異動してきた退職手当を担当する職員が、自分で所掌する各種事務の根拠規定などを一から確認していたところ、条例など現行の規定では、臨時的任用教員が調整額の支給の対象であることに気付いて発覚した。
- 6 遅延損害金について、民法第415条では「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる」という規定になっている。この規定に基づき、対象者に遅延損害金の支払に当たり、対象者に請求権を行使してもらう必要がある。大変心苦しいが、御本人の意思を確認するため、「請求する」、「請求しない」を選択してもらうことにした。
- 7 地方交付税措置はある。

### 秋山委員

勤務時間の上限については工夫していくということなので頑張ってもらい、仕事量を減らしてほしい。（意見）

- 1 臨任率が非常に高いということが明らかになったが、今後どう改善していくのか。
- 2 未配置がこれだけ多いということ初めて聞いたので、今までどう対応して、今後どう改善していくのか。
- 3 通級指導教員については、20名ほど増えるとのことだが、今まで配置していた所が、今後、配置できなくなることはないか。
- 4 遅延損害金について、全員に補償すべきだという検討はしなかったということなのか。

### 小中学校人事課長

- 1 退職者数を見込みながら初任者の人数を計画し、なるべく臨時的任用職員の数を減らせるよう努めていく。
- 2 このことにより学校教育に支障を生じさせてしまっていることや、学校現場に負担を掛けているということを、重く受け止めている。臨時的任用職員の配置については、関係課や各教育事務所等と常に連携し、臨時的任用職員の登録者を把握するとともに、登録者がいない場合には、近くの教員免許取得が可能な大学に出向いたり連絡を取るなどにより、卒業生や知り合いなどで働いていただける方がいないかなど聞きながら探している。また、退職された本採用の方にも意向を伺うなど、様々なチャンネルを活用して、配置について最大限努めている。

### 県立学校人事課長

- 1 高等学校においては、定年退職者数や再任用者数を見込んだ上で、新規採用者数を適切に確保して臨時的任用者数を減らしていくことに取り組んでいく。

### 義務教育指導課長

- 3 去年まで配置していたところに必ず、配置できるというわけではないが、全体の9割以上のところには配置をしていく。児童生徒数が基準に満たないようなところには、近隣市町村と連携をして、児童生徒数を積み重ねてもらうことで、他の市町村から巡回指導が可能と要項に加え、県でも市町村間の取組を支援しているところである。

### 教職員課長

- 4 先ほど、民法の415条の規定により、「請求することができる」ということを話し



たが、この件については、顧問弁護士と何度も相談し、どのような形であれば本人に納得いただけるかということを検討した結果、このような形を取った。

#### 秋山委員

- 1 臨任率を減少させていくために、臨任の方を正規で採用していく必要があると考えるが、認識についてはいかがか。
- 2 通級指導教員について、今、配置しているところには、しっかり配置するということがよいか。

#### 教職員採用課長

- 1 教員採用選考については、臨時的任用だからといって特段の優先権を持たせることはできないと法律上、明確に規定されているところである。県としては、臨時的任用であるかないかによらず、採用選考試験を公正公平に実施しているので、今後も引き続き、公正公平に実施していく。

#### 義務教育指導課長

- 2 先ほど、答弁したとおり、今まで配置されているところ全てに配置されるわけではない。今まで配置されていたところを元に算出すると、9割以上は、来年度も配置される。また、市町村の規模が小さく、児童生徒の数が積み上げられず、単独では基準を満たせないようなところについては、他の自治体と連携することで、自治体間をまたいで巡回指導をするという仕組みを整えているところである。

---

#### 【付託議案に対する討論】

なし

---

#### 【所管事務に関する質問（新型コロナウイルス感染防止に係る対応等について）】

##### 諸井委員

新型コロナウイルス感染防止に係る対応について伺う。

御存知のとおり、国から、全国全ての小中学校、高校、特別支援学校について3月2日から春休みまで臨時休業とするように要請があった。これを受けて県でも全ての県立中学校、高校を臨時休業にして、市町村教育委員会所管の小中学校も同様の臨時休業とするよう要請したと承知している。これによって、今週中には全ての市町村で臨時休業に入ると伺っている。あわせて、小学校低学年、あるいは特別支援学級の児童生徒について、自宅に一人で待機することができない場合において、学校で受け入れるように要請をされたが、学校預かりをするケース、あるいは学童保育で預かるケースということで、対応が場所によって様々になっている現状ということも承知している。そこで、何点が伺う。

- 1 臨時休業が始まって一週間経って今見えている課題、今検討している課題、問題点があれば示してほしい。
- 2 市町村の中には学童保育を朝から開所してほしいとの要請があって、朝からやっている所もあるが、日頃、学童保育を利用していない児童の中には、親が日中パートなどで家を空けなければならないといった家庭もあると思う。そういったケースの受入れはどうしているのか。また、学童保育を朝からやれというのは簡単だが、人がいないといった問題点もあると思う。人がいたとして、学童保育はずっと机に座って勉強させているわけではないし、感染をさせないということで学校を休業させているものの、学童保育に人がたくさん集まると感染のリスクが高まってくると思う。本会議でも聞いたが、学校で預かる場合も同じ問題等があると思うが、どのように対応していこうと考えているのか。
- 3 卒業式を実施する場合の対応方法について、県から通知を出しているが、その対応状況はどうか。また、マスクや消毒液について、県が確保、または国に要請することもい

いと思うが、現場で揃えることは難しいと思う。その対応状況はいかがか。

- 4 特別支援学校を開校しているが、これは関東近県で埼玉県だけである。その理由については知事に答弁いただいたが、埼玉県の特別支援学校だけが開校しなければならない理由としては弱いと思った。開校するという判断は、それはそれで良いと思うが、一番の目的は「感染をさせない」ということである。感染させたくない、登校させたくないと思う家庭もあると思うが、それは把握しているのか。私の周りにも子供を特別支援学校に通わせている保護者がいるが、「うちの学校だけやっていて大丈夫なのか」という声も聞いている。そういった不安に、県としてどう応えるのか。
- 5 3月いっぱい休みとなってしまう、当然見込んでいた授業時間が下回ってしまうことになってしまうが、その際の期末試験や課程の修了、卒業の認定などへの影響はどうか。卒業する人以外に対して、内容の穴埋めをどのように行っていくのか。

### 高校教育指導課長

- 1 県立高校についてだが、学校からは主に教育指導面における課題が上がっている。具体的には、休業前に十分に示しきれなかった学習の課題等をどのように生徒に渡したらよいのか、また、学力に課題を抱える生徒に対する補習時間をどのように確保したらよいのかなどである。

### 義務教育指導課長

- 1 小中学校においても、今回の臨時休業措置が急な措置であったため、児童生徒が学習できていない内容について、どのように引き継ぎや指導をするべきか、児童生徒に十分に示し切れていなかった家庭学習の課題をどのように渡すか、家庭学習の取組状況をどのように把握していくか、このような点について課題があると考えている。

### 小中学校人事課長

- 2 児童生徒が自宅で一人で過ごすことができない場合には、学校で受け入れるよう、各市町村教育委員会に要請してきた。その結果、さいたま市を除いた62市町村のうち60市町村で学校による受入れが行われている。学校での受入れを行っていない2市町村については、一つは日頃、学童保育を利用していない児童も含めて、学童保育での受入れを行っているとのことである。もう一つは、日頃、学童保育を利用している児童しか学童保育での受入れを行っていないが、必要に応じて児童の受入れが適切に行われるように要請をしている。また、学童保育の中でのことについては、福祉部で行っている。

### 義務教育指導課長

- 3 卒業式の実施予定であるが、3月5日時点で把握しているところでは、さいたま市を除く、県内62の市町村のうち58の自治体の実施する予定である。また、2つの自治体は式を行わずに卒業証書の授与は行う予定となっている。残りの2自治体は未定と聞いている。このような実施の可否については、設置者が判断することとなっている。県としては、感染拡大防止の観点から市町村立学校において卒業式を実施する場合には、必要最小限の実施とすること、また、万全の感染防止対策を講じた上で実施すべきことを市町村に要請している。なお、県立の学校については、全て実施予定である。

### 保健体育課長

- 4 委員指摘のとおり、感染を拡大させないということが最も大切なことである。現在、島根県と本県の2県のみ特別支援学校を開校しているが、本県では、「感染防止の観点から欠席させる」と家庭で判断された際には、子供たちに不利益が生じないように対応している。なお、特別支援学校の方では、既にそのような柔軟な対応が行われている。

### 特別支援教育課長

- 4 現在の特別支援学校の状況については、3月2日から平常どおりの授業をしているが、児童生徒の出席率としては、平均で83.1%、一番多いところでは97%以上の子供が通常どおり登校している現状がある。先ほど、保健体育課長からも答弁があったが、感染を拡大させないということが大切であるので、学校としての衛生管理とともに、保護者の団体である埼特P連とも連携を図り、学校と保護者の両面で衛生管理について徹底していきたいと考えている。現在、消毒用のアルコールあるいはマスクの確保についても、薬務課と連携を図りながら、可能な限り調達できるように調整している。

### 高校教育指導課長

- 5 各学年の課程の修了、卒業の認定については、児童生徒の平素の成績を評価して行うこととなっており、総合的に判断するものであることから、大きな影響はないものと考えている。特に高等学校については、学年末考査を終了しているところも多くある。3月中は、入学者選抜に係る業務のための休業日が複数日ある。講演会や避難訓練などの特別活動を実施しているため、授業の回数はそれほど多くないと考えている。その中で通常であれば、3月の授業ではこれまでの振り返りや次年度の学習の準備を行っているところだが、これらについては、4月以降に各学校が生徒の実態を考慮した上で補習などを実施する等、フォローをすることができると考えている。

### 義務教育指導課長

- 5 小中学校においては、当該学年で指導すべき内容のうち、未指導となる部分が生じた場合には、次年度の当初の授業で前学年の未指導分を指導すること、あるいは、必要に応じて補充的な学習指導をすることが考えられる。未指導の状況については、各学級によって、どのくらいの未指導内容があるのか異なるので、この引継ぎが円滑に行われるように、県としては各学校が未指導分の状況を学級ごとに共有するためのフォーマットを作成し、今後、活用を促していきたいと考えている。児童生徒の学習に著しい遅れが生じることがないように、市町村と連携協力しながら適切に対応していきたいと考える。

### 諸井委員

- 1 学童保育は福祉部の所管であるとのことだったが、今回は学校が休みになることによる学童保育のことであり、また、学校の敷地内で行っていることなので、所管が違うから分からないという姿勢はいかがなものか。朝から学童保育がやっていないので、結局学校で預かるという事例も結構あると聞いている。あまり縦割りのことを言われても、感染は感染なので、しっかりと連絡を取って情報共有しないといけないのではないか。今日の新聞にも、学童は丸投げといった記事もあった。連携が取れていないのではないかなと思うので、その考え方についてはいかがか。
- 2 高校の場合は、3月は授業をそれほどやらないので大丈夫だという答弁だったと思う。3年生は授業はほとんどないと思うが、1、2年生は授業をしっかりやっていた記憶がある。これは義務教育も含めて言えることである。4月以降補習すればいいということだが、4月以降は4月以降でやらなければいけないことや、カリキュラムが決まっているわけなので、結局やらなかった分はどこかにしわ寄せが出てくると思う。そのところは休校している間にしっかり考えて、補習をやるのであればいつどういう時間を使ってやるとか、休みを削ってやっていかなくても間に合わないとか、要はこういうことが起きたからこの年は終わらなかつたから仕方ないということがないようにしてほしい。それが子供たちのためだと思う。授業がないから大丈夫だということではなくて、しっかり考えていただきたいが、いかがか。

### 教育長

- 1 先ほどの諸井委員の質問への受け取りが不十分であったと思うが、学童保育の人が足りないことへの対応であるとか、大勢の子供が集まることで感染リスクが高まることへ

の対応ということだと受け止めたので、福祉部であると答えた。現場レベルでは学校と学童保育が連携を取る、行政レベルでは教育委員会と福祉関係が連携を取るというのはそのとおりである。そもそも政府の要請は、学校を全部閉じるということだったので、教育委員会としては、それでは朝から学童保育をやっていたらよいのではと思ったのだが、実情を聞いてみると、委員の話のように、すぐには人を用意できないなどの声を福祉部から聞き、学校でも受け入れることを可能にしようと思ったものであり、当初から福祉部とは連携を取っている。現実問題として、学校でも児童生徒を受け入れているが、一方で、朝から学童保育で受け入れている所もあり、また膨らんでいる部分もあると思う。国から通知が出ており、学童保育で人が足りない場合は、教員が学童保育を担当することも考えられるということであった。学童保育の場所だが、通常、教室は使っていない。敷地内であっても別の建物や、全く別のところということもある。元々、学童保育と教育委員会で行っている放課後子ども教室を一体的にやるといったケースもあるので、そうしたことも含めて、学校の教室を使ってもよいとの通知も出ている。それを市町村教育委員会に周知しており、現場でも連携できていると思っている。そういったことはできるが、感染リスクへの対応といった点については福祉部で配慮いただきたいと思っている。

### 高校教育指導課長

2 各学校へは、今回の臨時休業により、学業に著しい遅れが生じることがないように、可能な限り、家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じるよう配慮することという通知を出している。これにより、各校では、必要に応じて適切に課題等を出して対応していることと認識している。臨時休業中においても、生徒を個別に登校させて指導したり、クラスごとに時間をずらして課題を渡したり、ということについては、感染症予防対策を十分した上で、実施してもよいとしているので、各学校では、それぞれ工夫しながら対応しているものと認識している。

### 義務教育指導課長

2 休校によって次の学年に影響が出ることは指摘のとおりである。教育内容は基本的に積み上げであるので、来年度の初めの方に指導することが考えられる。そのためには、どこかで授業時数を確保しなくてはならない。その方針は固まっているわけではないが、例えば、土曜授業をするであるとか、夏季休業期間を一部削減し、そこを授業時数に充てるなど、そのようなことが考えられると思っている。他自治体を含め、動向を調べながら適切に対応していきたいと考えている。

### 井上委員

先ほどの答弁にあった60市町村で行っている学校での受入れについて、活用状況はどれぐらいなのか。どれぐらいの生徒、何%が来ているのか確認したい。また、その中でどのように過ごしているのかといったことも確認したい。

### 小中学校人事課長

これについては、現在調査を行っているところである。そのため、数値等について今、答えることはできない。

### 井上委員

それでは、この措置がどこまで続くか分からないが、各市町村の状況など、ある程度まとまった段階で文教委員にも報告いただきたい。（意見）

### 委員長

後ほど、資料等で報告するようお願いする。

## 秋山委員

- 1 国会でも議論されていたが、各自治体の判断に委ねると言われている。教育長は一律休校と要請したが、各市町村の判断は尊重されるのか。
- 2 非常勤講師の方の給与補償が心配であるので、その点についてはいかがか。

## 教育長

- 1 それぞれ設置者がきちんと判断するものなので、その判断を尊重する。日頃、心配なこともあると思うので、相談にはきちんと対応していきたいと考える。

## 県立学校人事課長

- 2 県立高校における非常勤講師については、臨時休校の期間中、成績処理などの業務を行うための勤務があるので、報酬等の支払いはある。また非常勤職員については、職員同様に通常どおりの勤務になっている。市町村立学校についても同様の取扱いとなっている。また、県立の特別支援学校については休業とすることなく学校運営を行っているため、非常勤講師、非常勤職員については通常どおりの勤務となっている。

## 【所管事務に関する質問（認知機能の強化に関するフォローアップ教育について）】

### 高木委員

認知機能の強化と言われても何を指しているのか分かりにくいかもしれない。これは高齢者の認知症予防などの話ではなく、児童生徒の学校教育における話になる。今回の質問は7万部のベストセラーになった「ケーキの切れない非行少年たち」という宮口幸治さんの書いた本を読んで、示唆を受け、教室の中で特別なフォローアップが必要な子供たちに、現在、必要な支援が行われてはいないのではないかと強く気付かされたことがきっかけである。著者は精神科病院や医療少年院で長く治療経験をもつ児童精神科医であるが、医療少年院で認知行動療法による反省を促そうとしても、その前提となる認知機能に問題があると効果が望めず、反省以前の状態に陥っている子供たちがとても多くいることに気付いた。認知行動療法とは思考の歪みを修正することで適切な行為、思考、感情を増やし、不適切な思考、感情を減らすこと、対人関係のスキルの改善などを図る治療法を指すが、この前提となる認知機能に問題があると自分の思考パターンを認識することや相手のことを考えて行動の適切、不適切さを判断できなくなってしまう。しかし、これらの問題を持つ子は医療少年院だけにいるわけではない。著者によれば、認知の機能に問題がある可能性があるのは軽度の知的障害、境界知能、発達障害のある子供たちで普通の生活を送る上では特に変わった様子が見られるわけではないので、普通教室にいても忘れられがちな存在と指摘されている。しかし、軽度知的障害に該当するIQ70から85の子供たちは十数%にあたると言われており、決して少ない人数ではない。この本のタイトルの「ケーキの切れない」であるが、これらの子供たちはケーキを3等分しなさいというお題に、こんな感じに、真っ直ぐに切った後に、横に切ってしまうとか、上の方から横に3つにしてしまうとか、そもそも、3等分ではなく縦にいくつにも切ってしまうとか、そのような答え方をしてしまう。また、複雑な図形を同じように写しなさいと言ったときに、かなり違う写し方しかできない。記憶して書くのは難しいかもしれないが、見ながらやっても、同じように写すことができない。このような特徴がある。図形をそのまま写すことができなければ、漢字が覚えられないことも想像できる。こうしたことは学習面にも問題が出て、自己肯定感を持ちにくくなったり、いじめに遭いやすくなって傷ついたりして育つことにつながる。認知機能は全ての学習の基礎になる。また、対人関係でも認知機能は必要で、聞く力という認知能力が弱いと友達が何を話しているのか分からず、話についていけない。見る力が弱いと相手の表情や仕草を読めず、不適切な発言や行動をしてしまう。想像する力が弱いので、相手の立場が想像できず、相手を不快にさせてしまうということが起きてくる。子供たちが成長し、健やかな社会生活を送っていくようになる上で認知機能の強化は大変重

要と考える。認知機能の向上にはワーキングメモリー、脳のメモ帳とも呼ばれる情報を一時的に保持する脳機能を増やす認知機能トレーニングが有効であるとも、この本の中では紹介されている。これは、勉強を簡単なものから教えればよいという方法ではない。具体的な実践方法は、この著者の推奨する方法以外でも良いが、こうしたワーキングメモリーを鍛えて、認知機能を強化することを支援する教育指導、支援が必要ではないかと思うので伺いたい。

- 1 小中高それぞれの現場において、本書が問題提起しているような認知機能の強化が必要とされる児童生徒がいるという認識はあるのか。
- 2 こうした認識がある場合、現在、どのような教育上の対応を行っているのか。
- 3 また、対応として認知機能を強化するトレーニングが必要だと思うが、彼らが社会に出て困らないような認知機能の強化が図れる方法を研究して指導すべきと思うが、いかがか。

### 義務教育指導課長

- 1 「認知機能」という学術用語に関しては、県内教員の間で広く認識されているわけではないと考えている。一方で、教員の視点からは、御指摘のような見る力、聞く力、想像する力が弱いという児童生徒が一定数いるという認識はあり、配慮をしていると考えている。国や県で調査をしたところ、厳密な医学的根拠に基づくものではないが、小中学校の通常の学級に在籍する中でも、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍しており、国の調査では6.5%、県の調査では10.7%がそうした支援を必要としているということであった。こうした事柄も、市町村や学校へ説明する際に周知しているところである。このようなことから、高校でも支援を必要とする生徒が一定程度在籍しているものと考えている。
- 2 新しい学習指導要領においては、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することは不可欠とされているところである。小中学校では、学習の遅れがある児童生徒に対しては、補習をするなどして対応している。また、県としても、全校の教員を集めた教育課程に関する説明会を開催する時に、各教科の指導の工夫について伝えている。例えば、「問題を解くとき、立体模型などの具体物を用いて、児童生徒が実際に手に取って動かしながら考えることができるようにする」という指導を教員が児童生徒に行うことなどを伝えているところである。
- 3 認知機能を強化するためのトレーニングが必要というのは、指摘のとおりであると考えている。通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする子供に適した指導の在り方については、しっかりと研究していきたいと考えている。

### 高校教育指導課長

- 2 高校では現在、教員を目指す大学生などを学習サポーターとして配置し、生徒一人一人に応じた学習支援を行い、学習内容をしっかりと身に付けさせることで、将来の進路を実現できるように支援しているところである。